

令和3年度第2回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会議事録

開催日時	令和3年7月28日（水）14：50～16：25
開催場所	太宰府市役所 3F 庁議室
出席委員	徳永弘志 坂本徹 三輪貴代 江口光
出席職員	宮原 竜 経営企画課企画政策係長 世利知之 経営企画課主任主事 高原真理子 保育児童課児童福祉係長 浅田裕子 保育児童課事務主査
事務局	山浦剛志 総務部長 高原寿子 文書情報課長 宮崎薫 文書情報課文書情報係長 百田繁俊 文書情報課主任主査
傍聴人	0名

事務局から連絡（進行：宮崎係長）

- ① 開会あいさつ
- ② 出席者が過半数を超えている（4名出席）ため、審議会成立の確認。
- ③ 会の進行を会長に依頼

～太宰府市情報公開・個人情報保護審議会～（進行：徳永会長）

議題1 前回審議会の報告について

資料1 「生活保護事務」（目的外利用の追加）

【会長】

それでは、議題1の「前回審議会の報告」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

ご説明いたします。

まず、前回（第1回）の案件の中で、個人情報ファイル登録票の文言修正が数箇所ございました件ですが、事務局の方で修正をさせていただきましたのでご報告をさせていただきます。

次に資料1、1ページから、担当課は生活支援課で、ファイルの名称は「生活保護事務」です。前回確認のために持ち帰った案件です。

生活保護法の改正により、令和3年1月から生活保護受給者の健康管理支援が必須事業となりました。それに伴い、目的外利用等記録票を作成するというものでした。

5ページの目的外利用等記録票をご覧ください。具体的根拠が誤って記載されておりました。正しくは「生活保護法第55条の8および第55条の9」です。6ページに条文がございます。7ページは目的外の情報提供側の個人情報ファイル登録票となり

ます。

また、本日お配りしました「資料 1 追加資料」の 2 枚目をご覧ください。生活保護法第 29 条第 1 項の規定により福祉事務所長が情報提供を求めることができることから、目的外利用の根拠規定として、生活保護法第 55 条の 8 および第 55 条の 9 に加えて、生活保護法第 29 条第 1 項を追加いたします。以上です。

【会長】

生活支援課は傷病履歴を持っておらず、元気づくり課が持っているのですね。

【事務局】

そのとおりです。元気づくり課が実施した健康診断の結果を生活支援課が利用するので、目的外利用となります。

【会長】

資料 1 の 6 ページ、生活保護法第 55 条の 9 第 2 項に、保護の実施機関は厚生労働大臣に情報提供しなければならないとありますが、これは外部提供ですか。

【事務局】

資料 1 の 2 ページの当該事務の内容を外部提供する外部機関等の名称の中に、厚生労働省を記載しています。

【会長】生活保護法第 55 条の 8 と第 55 条の 9 は、内容的に目的外利用の根拠にはそぐわない気がします。また、第 29 条第 1 項についても、福祉事務所長が情報の提供を求める根拠であって、生活支援課が元気づくり課に提供を求める根拠になるのでしょうか。

【事務局】

太宰府市福祉事務所職務執行規則において、生活支援課は福祉事務所に置かれる課となっています。一方、元気づくり課は福祉事務所に置かれる課には含まれておりません。

【会長】生活保護法では、保護の実施機関が情報の提供を求めることができ、その情報は市が収集したものですから、目的外利用には当たらないのではありませんか。

【事務局】

ファイル登録票作成に当たっては、異なる課の間の情報のやりとりは目的外利用だと位置づけています。

【会長】生活保護法第 29 条第 1 項を読む限りでは、目的外利用の根拠になじまず、むしろ根拠法の記載は不要ではないでしょうか。

【事務局】

では、資料 1 の 5 ページの具体的根拠の欄から生活保護法の規定を除き、利用・目的外利用する理由のみとする方向で担当課と協議いたします。

【会長】よろしくお願いします。

議題 2 報告案件について

(1) **資料 2** 「ふるさと太宰府応援寄附金事務」(修正)：経営企画課

【会長】

それでは議題2の「報告案件」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

報告案件は2件あります。まずは1件目です。

資料2、9ページをご覧ください。担当課は経営企画課で、ファイルの名称は「ふるさと太宰府応援寄付金事務」です。既存のファイル登録票の修正です。

ふるさと納税の寄附申し込みの手続きについて、担当課にてファイル登録票を見直しましたところ、修正がございましたのでご報告するものです。11ページが外部提供記録票、12ページが制度概要、13ページが申請書となっています。なお、10ページに修正が生じたので、差し替えを追加資料でお配りしています。

本日は経営企画課から宮原企画政策係長と担当の世利主任主事が出席しておりますので、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

【担当課】

修正した箇所は、外部委託状況の詳細で、2行目に(株)アイモバイルを追加いたしました。

【会長】

ただ今の説明に対しまして、質問等はありませんか。

【委員1】

この個人情報情報は電子情報だと思いますが、記録項目に印影があるのですか。

【担当課】

紙の申請書によるものが一部ありますので、項目に加えています。申請書の様式は資料13ページのとおりです。

【委員2】

この申請書には、印鑑を押す所がありませんが。

【担当課】

現在の様式にはありませんが、旧様式にはありましたので、印影を項目に加えました。

【委員2】

資料10ページの外部提供する外部機関等に記載の地方公共団体とは、資料12ページの住所地市区町村のことですか。

【担当課】

そのとおりです。

【委員2】

申請書には電話番号を記載しますが、資料11ページの外部提供記録票の記録項目に電話番号がないのはなぜですか。

【担当課】

外部提供においては、電話番号は含めておりません。

【委員3】

申請書に個人番号の欄がありますが、記入する必要があるのですか。

【担当課】

記入いただいています。よって、ファイル登録票の記録項目に個人番号を含めて

います。

【委員 3】

寄附金額についても記入するのですか。

【担当課】

これも記入いただいています。

【委員 3】

記入された申請用紙も保有することになりますか。

【担当課】

そのとおりです。

【会長】

寄附金額は記録項目に含めなくてよいですか。

【事務局】

記録項目に追加いたします。

【会長】

寄附金台帳は作成されますか。

【担当課】

電磁的記録として作成します。

【会長】

ほかにご質問がなければ、次の案件に移ります。

(2) **資料 3** 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務」（新規登録）：保育児童課

【会長】

それでは 2 件目を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは 2 件目です。

資料 3、15 ページをご覧ください。担当課は保育児童課で、ファイルの名称は「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務」です。

子育て世帯の支援のための、新たな給付金が支給されることに伴い、ファイル登録票を新規作成するものです。17 ページは目的外利用等記録票です。19、20 ページが事業概要の資料です。21 ページからが目的外の情報提供側の個人情報ファイル登録票です。

本日は保育児童課から高原児童福祉係長と担当の浅田事務主査が出席しておりますので、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

【会長】

ただ今の説明に対しまして、質問等はありませんか。

【委員 2】

申請書には子供の人数等を書かれるのでしょうかから、ファイル登録票の記録項目に家庭状況を加える必要があるのでは。

【担当課】

申請書には子供の氏名を記入する欄があります。

【事務局】

ファイル登録票の記録項目に家庭状況を追加します。

【委員 1】

DVによって、住民票登録地と別の場所に住んでいる人はどうなりますか。

【担当課】

DV に関わる場合は、住民票によらず、実際に居住されている自治体が対応します。

【委員 1】

その場合は、夫の収入に関係なく受給する資格が判定されるのですか。

【担当課】

そのとおりです。

【事務局】

そのような場合も想定されますので、ファイル登録票の記録項目に居住状況も追加します。

【会長】 資料 21 ページの税務課の個人情報ファイル登録票では、家庭状況と居住状況が記録項目に入っています。税務課の情報を利用するので、資料 15 ページの保育児童課のファイル登録票の記録項目に家庭状況と居住状況が入っていなかったということですか。

【事務局】

家庭状況と居住状況は、税務課の情報によらず保育児童課が直接収集しますので、先ほど申しましたとおり、保育児童課の記録項目に加えることにいたします。

【委員 3】

申請書の記入内容が複雑に思えますが、相談窓口で聞き取りをしながら書き込むことになりますか。

【担当課】

郵送で提出されても構いませんし、ご希望があれば窓口での相談もお受けします。

【会長】 申請書への記載は詳細ですが、それ以外に税務課の情報を目的外利用する内容は何か。

【担当課】

この制度においては、申請が必要な方と必要でない方がいらっしゃいます。そのうち、申請が必要でない方について、税務課の情報を目的外利用させていただくことになります。

【会長】 分かりました。

議題 3 その他

【会長】

それでは議題 3 の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは次回の審議会の日程について、お知らせします。次回は 10 月頃を予定い

たしております。開催日については、日程が近づいてまいりましたら事務局から調整させていただきます。消防組合の審議会は年 2 回開催のため、次回審議会に併せて開催となる予定です。

【会長】

以上で、本日の議事日程が無事終了いたしました。皆様のご協力ありがとうございました。

これを持ちまして、令和 3 年度第 2 回情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。